

府科事第 000 号  
令和 5 年 3 月 00 日

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿  
文部科学大臣 永岡 桂子 殿  
厚生労働大臣 加藤 勝信 殿  
農林水産大臣 野村 哲郎 殿  
経済産業大臣 西村 康稔 殿  
環境大臣 西村 明宏 殿

総合科学技術・イノベーション会議  
議長 岸田 文雄

福島国際研究教育機構の中期目標（案）に対する  
総合科学技術・イノベーション会議の意見（答申）

令和 5 年 2 月 24 日付けをもって諮問のあった標記については、別紙の  
通り意見を述べる。

内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、  
農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣宛て

福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第112条第4項に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣より諮問（「福島国際研究教育機構の中期目標（案）について（諮問）」（令和5年2月24日復本第284号、4文科振第1231号、厚生労働省発産情0224第8号、4地第262号、20230222福第1号、環政総発第2302243号））があったので、次の通り意見（答申）を述べる。

【意見（答申）】

内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣より諮問があった福島国際研究教育機構の中期目標（案）（令和5年4月1日～令和12年3月31日）については、新産業創出等研究開発基本計画を十分に踏まえた内容であり、政府の科学技術・イノベーション政策と整合しているため妥当である。

なお、中期目標期間の福島国際研究教育機構の事務・事業の遂行が円滑かつ加速的に推進されるよう、各大臣は、福島国際研究教育機構の主体的な取組に対して、適時適切に支援、助言及び進捗把握を行い、他の研究施設等の取組について横串を刺す調整機能を持った司令塔としての役割を果たす組織となるよう努めていただきたい。